

# 龍谷大学校友会香川支部会則

## (名称)

**第1条** 本会は、龍谷大学校友会香川県支部と称する。

## (事務局)

**第2条** 本会の事務局は、高松市高松町2584-3 三野 正博宅内に置く。

## (会員)

**第3条** 本会の会員は、香川県に在住する龍谷大学校友会会員をもって組織する。

## (目的)

**第4条** 本会は、会員相互の親睦をはかり、併せて母校の発展に協力することを目的とする。

## (事業)

**第5条** 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会、親睦会、講演会等の開催。
- (2) 会員名簿、会報、機関紙等の出版物の刊行。
- (3) 龍谷大学および校友会本部が行う事業への協力。
- (4) その他必要な事業。

## (役員)

**第6条** 本会に次の役員を置き、その任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- |     |      |     |
|-----|------|-----|
| (1) | 支部長  | 1名  |
| (2) | 副支部長 | 2名  |
| (3) | 総務   | 2名  |
| (4) | 会計   | 2名  |
| (5) | 理事   | 若干名 |
| (6) | 監事   | 2名  |

## (役員を選出)

**第7条** 支部長および監事は、総会において会員の中から選出する。

- 2 前条の第2号～第5号の役員は、会員の中から支部長が委嘱する。
- 3 理事は、原則として文学部外 各学部の会員を含むものとする。

## (役員の仕事)

**第8条** 役員は次の仕事を行う。

- (1) 支部長は、本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 総務は、支部長の命をうけ会務を行う。
- (4) 会計は、会計事務を行う。
- (5) 理事は、事業を企画し運営にあたる。
- (6) 監事は、本会の会計監査にあたる。

## (総会、役員会)

**第9条** 総会は、出席者の過半数をもって決議とする。

- 2 役員会は、必要に応じて開催し運営にあたる。

## (会計)

**第10条** 本会の経費は、会費、寄付金、および その他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、年額3,000円とする。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## (会則の変更)

**第11条** この会則の変更は、総会の決議によるものとする。

付則

この会則は、平成11年10月17日から施行する。

一部改正 平成29年6月17日